

介護職種における技能実習指導員から技能実習生への適切な技能移転のあり方に関する調査研究事業
報 告 書

正 誤 表

頁	誤	正
P60	1.技能実習生を受け入れることができる施設について 7行目～	さらに、十分な指導体制が確立されている必要があることから、実習実施者には開設後3年以上経過していることが要件とされています。
P61	2.受け入れることができる技能実習生の人数について 4行目～	さらに、十分な指導体制が確立されている必要があることから、実習実施者（ 技能実習を行わせる事業所 ）には開設後3年以上経過していることが要件とされています。
P61	確認！ 1行目～	（全文削除）
	なお、技能実習生が配置される事業所（例：デイサービス）と同一敷地内で一体的に運営されている事業所（例：特別養護老人ホーム）がある場合は、技能実習指導員は技能実習生が配置されている事業所と両方に配置する体制も可能とされています。	（全文削除）
	実習生が配置される事業所（例：デイサービス）と同一敷地内で一体的に運営されている事業所（例：特別養護老人ホーム）がある場合、技能実習指導員は両方に配置されていても問題ありませんが、実習生は技能実習計画上、配属されている事業所で実習を受けなければなりません。	（全文削除）